

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告（素案）」（12月14日）への意見

■ 意見その1 経団連自主行動計画の追加対策の再検証について【別添表参照】

- 「自主行動計画の推進」として、経済産業省所管業種分で1800万t-CO₂を計上しているが、本当に追加対策になっているか、すべての情報を開示した上で、再検証する必要がある。
- 「自主行動計画については、本合同会合の中間報告等において、すべての省庁が所管業種に対する働きかけを一層強め、特に、取組が十分でない業種について、拡大・強化を図ることが必要とし、本年10月に本合同会合として集中的・精力的なフォローアップを行ったところ、中間報告で指摘した業種のうち、現時点までに以下の各業種が①計画の新規策定、②定性的目標の定量化、③政府による厳格なフォローアップの実施、④目標引き上げを行った。」とあるが、当方の推計に寄れば、別添表のとおり、「自主行動計画」の追加対策のほとんどを化学業界（約1700万トン）と製紙業界（約460万トン）が占め、他業種には追加性はほとんど認められない。
- 化学業界は、生産指標を従前の10%削減から20%削減に見直したことで、約1700万トンの追加削減を提示しているが、すでに2006年度に18%まで削減しているため、正味の追加削減はほとんど認められない。その上、化学業界の用いる「生産指標」は、内容が不透明で、実質的な改善効果があったのかどうかも検証できない。
- しかも、経団連自主行動計画は、省エネ法の1%原単位改善を遵守している業種は、39業種中、わずかに4業種に過ぎない。目標達成どころか省エネ法違反を見逃しているのが今の自主行動の実態であり、むしろ強い規制を必要とする根拠といえる。

■ 意見その2 「両論併記」の原則とはいえ、明らかに事実に反する記述は削除する

- 「2. 対策・施策の強化の内容 (2) 今後、速やかに検討すべき課題 ①国内排出量取引」
 - ◇ 適切に機能していないにもかかわらず「自主行動計画が適切に機能していること」は、事実に反するため削除する。
 - ◇ 「現状においては具体的な制度の仕組みについての提案が乏しいこともあるため、国内排出量取引制度は第1約束期間において実施することは現実的に難しく」という記述は、事実に反するため削除する。具体的な制度の仕組みは複数提案されていること、かつ「第1約束期間に実施できない」という表現の根拠には、論理的にも現実的にもなりえない。
- 「2. 対策・施策の強化の内容 (2) 今後、速やかに検討すべき課題 ③新エネルギー対策の抜本的強化」に関して、
 - ◇ 「対策効果の確実性やコスト削減インセンティブの付与等の観点からは、固定価格制ではなく、RPS制度の方が優れているのではないかとの意見」は、EUでの実証研究に反するため、削除する。

■ 意見その3 明らかに重大な事実（地震による原発停止の影響）を記述する

- 本年7月に発生した中越沖地震で停止した柏崎刈羽原子力発電所をはじめ、志賀原発、女川原発など、地震による直接影響で停止している原発や新耐震基準の再検証の必要性など、当初、電気事業連合会が約束した環境行動計画目標を明らかに危うくしている事態が発生している。これは、たんに電気事業連合会の自主行動計画の問題ではなく、日本全体の京都議定書達成目標の蓋然性に関わる重大な問題であるため、最終報告に現状の事態を織り込む必要がある。
- (P7 2. 中間報告における排出量見通し (2) 排出量の見通しと不足削減量)
- ぎゃくに「仮に原子力発電所が長期停止の影響を受けていない2002年度の原子力発電の停止前に策定した計画（平成14年度供給計画）の水準にあったと仮定して」（P4）の記述は、現実に行進してい

る事態に逆行する空想論に過ぎないため、削除する。

■ 意見その4 一般電気事業者の排出原単位の改善を電気事業連合会の自主行動計画のみに依存し、構造的な改善に踏み込んでいないこと

原子力の設備利用率は、目達計画では2010年で88%という高い数字を掲げているが、実態は、以下のとおり、過去、一度も達成したことはない。今後も老朽化が進むことも考え合わせれば、およそ実現性はないと考えられる。正式に発効した京都議定書を達成するための計画であるにもかかわらず、根拠なく明らかに非現実的な数字を掲げることは、政府として責任を欠いている。

とくに、先の中越沖地震による柏崎刈羽原発の事故は、日本の原発の耐震安全性のみならず、耐震基準そのものの不備もあきらかにしたものであり、この状況で88%もの稼働率を想定することは、空想以外のなにものでもない。

過去の原発設備利用率

(出所：原子力安全・保安院「平成17年度の原子力発電所の設備利用率について」)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2010
設備利用率 (%)	81.7	80.5	73.4	59.7	68.9	71.9	88

こうした問題点を抱えているにもかかわらず、中間報告では、原子力の設備利用率の見直しどころか、エネルギー転換などの「構造的な改善」に踏み込むことなく、電気事業連合会の自主行動計画に「丸投げ」してしまっている。これは、国家計画としての責任放棄である。

現在のような原発への過剰依存と石炭火力によるバックアップ体制というエネルギーシステムのままで、どうしても京都メカニズムへの依存度が高くなるため、京都議定書の達成だけでも電力会社には相当な財政負担となることが予想される上に、中長期的に見た大幅な削減可能性はほとんど見通せない。

石炭を抑制しつつも、原子力に過度に依存しないエネルギー構造への転換の方向性を示すべきである。

■ 意見その4 再生可能(新)エネルギーの積極的な推進策の導入

再生可能エネルギーは、短期的にも中長期的にも温暖化対策の「柱」となるべき政策領域であり、欧州や米国、中国などでも、野心的な普及目標と具体的な政策措置が導入されてきている。ところが、中間報告(案)では、「新エネルギー対策の推進」(p16)として触れられているものの、このままでは以下の理由により、効果がほとんど期待できない。

第1に、自然エネルギー電力分野は、この目標達成計画の見直しが行われている最中に、まったく別の場(経産省新エネルギー部会)で、目標達成計画の見直しに先行して、160億kW時という、諸外国よりも一桁小さい目標値が決定された。

第2に、自然エネルギー熱利用分野は、太陽熱利用やバイオマスなど、従来から普及政策として必ずしも成功していないにもかかわらず、特段の施策が検討されていない。

第3に、バイオ燃料分野は、いまだに業界と国で異なる方式の調整が取れておらず、国際間の輸出入を含めて、高濃度化の道筋が見えない。

そこで以下の施策を提案する。

➤ 新エネRPS法における「地球温暖化対策目標」の上乗せ

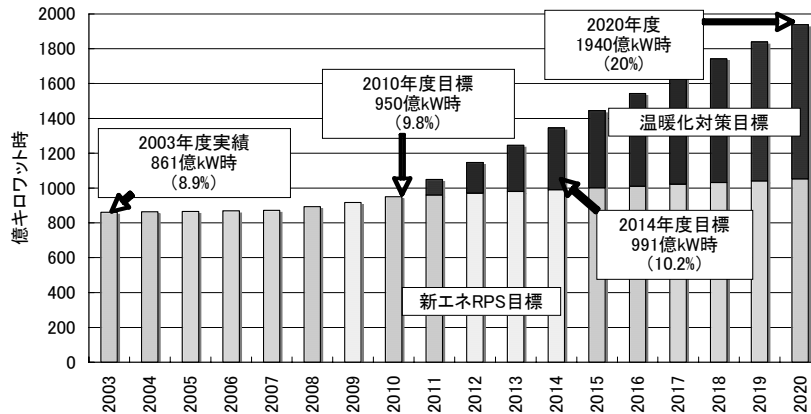
新エネRPS法の新目標値は、京都議定書目標達成計画とは無関係に設定されたものであるため、これに「温暖化対策分」の目標値を上乗せし、適切な費用負担や支援スキームを検討すべきである。

とくに、ドイツでは、1990年に導入した固定価格制(EFL)で風力発電が急成長し、さらにこれを強化した同じ固定価格に基づく自然エネルギー法(BEG)によって、電力に占める自然エネルギー比率が、2001年で4.5%から2006年には12%と急成長し、2030年には45%に達する見通しを持っている。自然エネルギー導入によるCO2削減効果も、電力分野で4500万トン、全エネルギーで1億トンもの削減に成功し(いずれも2006年)、21万人の雇用と2兆5千億円を超える経済効果を

生み出している。

このため、本合同部会の見直しとは無関係に目標値を定めた新エネ RPS 法とは別に、ドイツ型の固定価格制を、温暖化対策目標として、上乗せで導入することを提案する。

新エネ利用特措法の利用目標
(再生可能エネルギーの定義見直し後)



- 自然エネルギー熱利用分野ではバルセロナ方式の「ソーラーオブリゲーション」を導入する
スペインで立法化された「ソーラーオブリゲーション」に倣って、新築の建築物（業務用、家庭用）には、一定比率の太陽熱（バイオマス熱、地中熱を含む）利用を義務づけることを提案する。

■ 意見その5 経団連自主行動計画の協定化

「2. 対策・施策の強化の方向」(1)「今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していく対策・施策」について、経団連自主行動計画を京都議定書目標達成計画に織り込むのであれば、蓋然性を担保するために、以下の点を織り込んで、経団連は政府と確実に達成する旨の協定を締結すべきである。

- ・ 全業種で総量と原単位の目標設定：業種別目標数値、全体水準を検証、設定し直す
- ・ 経団連または各業種の団体と政府との協定化：業種単位での目標達成の協定化
- ・ 協定を締結しない事業者、業界からは、過去の省エネ等補助金の返還を求める
- ・ 目標未達成の場合の担保措置や責任体制の明確化
- ・ 未達の場合の補完計画（責任体制を含む）を事前に届け出
- ・ 事業所毎のキャップ&トレードの試行
- ・ 各業種ごとに、自主参加型のキャップ&トレードの試行を促す
- ・ 未達の場合の補完計画（責任体制を含む）を事前に届け出

■ 意見その6 環境税に先行して、早急に石油石炭税の税率変更を行う

- 今日的大幅な目標未達の原因は、石炭火力（石炭ボイラー）の野放図な拡大に主な原因があるため、温暖化対策税の導入までの過渡的な措置として、石油石炭税の税率を大幅に変更して、燃料炭と天然ガスとの価格差を逆転（少なくとも同等）とする。
- 石油石炭税のみで税収中立をはかることは、石炭税の現状の3倍もの石炭増税があるので無理なので、LNGの税率をゼロにして、石炭の税の値上げとLNGの税の値下げとの差し引きで石炭が相対的に495円/GJ上げれば熱量あたりの価格が同じになる。増税後の税率は
 - ・ 一般炭 12900円/t、502円/GJ、5540円/t-CO2
 - ・ LNG 0円/t
 となり、この際の税収は1兆4500億円、一般炭価格は2.5倍になる。
- 1兆円近い増税となるため、これを原資に以下のような措置を講じる

- ・ 法人税減税（地球温暖化対策特別減税）ーグリーン電力証書購入企業への特別減税
- ・ 燃料転換補助金（石炭→天然ガス、バイオマスなど）
- ・ 自然エネルギー促進のための利用（グリーン価値買上、系統補強費用、インバランス費用など）
- ・ 一般財源への組み込み

■ 意見その7 複数の未達ケースを想定した「コンチンジェンシープラン」が必要である

- 今回、追加対策は検討したものの、原案ではコンチンジェンシープランとしてまったく不十分である。合同部会でも何度も指摘し、上記に分析結果を示したとおり、現状の京都議定書目標達成計画および政府の認識・対策のままでは、大幅な未達となる懸念は払拭できない（すなわち、蓋然性が低い）。仮に「蓋然性」が高いとしても、それとは別に、コンチンジェンシープランを用意しておくことが政府としての責任である。
- つまり、いくつかの未達のシナリオを用意し、それぞれに対するコンチンジェンシープランを用意しておくことが、どのような事態が突発したとしても、京都議定書目標達成計画を確実に達成することができることとなる。
- 具体的には、一例として、以下のような事態に備えた追加対策を検討し、あらかじめ合意しておくことが望ましい（あくまで一例であり、コンチンジェンシープランを策定する場合には、あらためて検討の場を設けるべきである）。
 - ・ 高経済成長や原油価格下落などのためにCO2排出が全般に急増したケース
 - ・ 原子力発電所が地震等の影響で全停止したケース
 - ・ 経済連自主行動計画が大幅な未達となったケース
 - ・ 経団連自主行動計画は達成しているが、産業部門の集計では大幅な未達となったケース
- 以上、それぞれに対して、時期的な区分を織り込んで検討すべきである。
 - ・ 2008～09あたりの早期対応
 - ・ 2010～11あたりの中期対応
 - ・ 2012年時点での最終対応

以上